

上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金 申請セルフチェックシート

申請前に該当の□にチェックをして、最終確認をお願いします。

1. 共通

- 全ての書類は同一人物か。
(電気の契約者、領収書※の宛名、申請者)
領収書は対象機器の金額が記載されているか。
※領収書が発行されない／合算している場合 → <2-1>

※領収書は、購入者、製品名、販売年月日が
明記されているものをご提出ください。
※電気自動車をご購入された場合
→ 但し書き欄に車種名が明記されているか。

上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付申請書兼請求書（第1号様式）

- 必要項目に全て記入済みか。
申請者と振込先口座の名義人は同一人物か。
両面印刷しているか。
提出者は本人または同一世帯の者か。
※代理を受けた方 → <3-3>

2. 市税／法人市民税に未納がないことの証明書

① 市税に未納がないことの証明書 または 令和5年度の納税証明書 市民県民税

- 申請年度中に発行したものか。
※発行できない場合 → <2-4>

② 法人市民税に未納がないことの証明書

- 申請年度中に発行したものか。
※発行できない場合 → <2-5>

3. 該当する場合に必要な書類

3-1. 対象機器のみの領収書がない場合

- 但し書きに対象機器の費用が記載されているか。
対象機器の費用が記載されている内訳書はあるか。
※いずれも該当しない場合は【販売証明書】が必要 → <3-2>

3-2. 販売証明書

- 購入者情報が交付申請書の住所と氏名と一致しているか。
総額が各種対象機器に対する経費(税込み)の合計額になっているか。
販売業者の社判を押印しているか。

3-3. 代理申請の場合 → 【委任状】

- 委任者及び代理人の情報は全て記入・押印済みか。
※事業者が申請する場合、担当者の名刺を添付

3-4. ①の証明書が発行できない場合

- 《非課税の場合》 → 非課税証明書
《申請年の1/1以降に転入した場合》 → 住民票

3-5. ②の証明書が発行できない場合

- 《申請年の1/1以降に転入した場合》 → 不要

4. 機器ごとに必要な書類

◆太陽光発電設備（住宅用・事業者用）

領収書の写し（または、販売証明書）

購入電力量のお知らせ

※対象機器の購入・設置費用が明記されているか。

※設備出力／購入開始年月日が分かる書類

設置状況が分かる写真（モジュール／パワーコンディショナー）

◆家庭用蓄電池システム

領収書の写し（または、販売証明書）

正規の保証書の写し

設置状況が分かる写真（機器全体／型式名の部分）

住宅用太陽光発電システムが設置されていることの分かる書類（下記のうち、どれか1点）

1) 売電が確認できる書類（購入電力量のお知らせ等）

※申請者名と住所が記載されていること

2) 設置状況の分かる写真（太陽光パネルが写っている家の全景）

◆家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム（エネファーム）

領収書の写し（または、販売証明書）

設置状況が分かる写真（機器全体／型式名の部分）

正規の保証書の写し

◆ハイブリット給湯機

領収書の写し（または、販売証明書）

設置状況が分かる写真（機器全体／型式名の部分）

機器の仕様書またはカタログの写し

◆太陽光自家消費促進型給湯機（おひさまエコキュート）

領収書の写し（または、販売証明書）

設置状況が分かる写真（機器全体／型式名の部分）

正規の保証書の写し

◆電気自動車／燃料電池自動車

領収書の写し（または、販売証明書）

自動車検査証の写し（燃料の種類／新規登録／所有者名）

※車種名が明記されていない場合は【注文書】が必要

自動車検査証記録事項の写し

◆電動バイク

領収書の写し（または、販売証明書）

正規の保証書の写し

※車種名が明記されていない場合は【注文書】が必要

標識交付証明書または軽自動車届出済証の写し

◆普通充電設備／V2H充放電設備

領収書の写し（または、販売証明書）

設置状況が分かる写真（機器全体／型式名の部分）

正規の保証書の写し

◆ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）

領収書の写し（または、販売証明書）

機器の仕様及び規格が判別できる書類の写し

表示されているHEMSのモニター画面の写真



① HEMSコントローラーの写真

※専用モニター以外を使用する場合は、右記の2点を添付

② 「見える化」している携帯やPC等の画面写真